第十三条に次の二項を加える。

２　センターは、前項の払戻金のほか、同項第一号に掲げるスポーツ振興投票において、合致投票券がないときは払戻対象基礎額を当該スポーツ振興投票に係る各スポーツ振興投票券に按分した金額を、それぞれ、当該スポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に払戻金として交付する。ただし、当該金額を当該スポーツ振興投票に係る各スポーツ振興投票券に按分した金額が当該スポーツ振興投票券に係る払戻限度額を超えるときは当該超える部分の金額の総額を当該スポーツ振興投票に係る各スポーツ振興投票券に按分した金額を、それぞれ、当該スポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に払戻金として交付する。

３　センターは、第一項の払戻金のほか、同項第三号に掲げるスポーツ振興投票において、いずれかの競技会に係る合致投票券がないときは払戻対象基礎額のうち当該競技会に係る合致割合に配分されるべき金額を当該スポーツ振興投票に係る各スポーツ振興投票券に按分した金額を、払戻金の最高限度額を超える金額があるときは当該超える部分の金額の総額を当該スポーツ振興投票に係る各スポーツ振興投票券に按分した金額を、それぞれ、当該スポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に払戻金として交付する。

第十四条第一項中「前条」を「前条第一項第二号に掲げるスポーツ振興投票について、同項」に、「合致の割合」を「試合に係る合致割合」に改め、同条第二項中「前条」を「前条第一項第二号に掲げるスポーツ振興投票について、同項」に、「あん分した」を「按分した」に、「合致の割合」を「試合に係る合致割合」に改める。

第十五条第一項中「一円」を「十円」に改める。

第十七条第一項中「指定試合又は特定指定試合」を「指定試合等又は特定指定試合等」に改める。

第二十一条第一項中「の各号に掲げる事業」を「に掲げる事業（第五号、第八号及び第九号に掲げる事業にあっては、その一環として行われる活動が独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号。以下「センター法」という。）第十五条第一項第二号又は第四号の活動に該当する事業を除く。）」に改め、同項第一号中「以下この項」を「次号」に改め、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、」を削り、「指導者」の下に「、審判員その他スポーツを支援する者」を、「向上」の下に「スポーツ団体の運営基盤の強化、スポーツに係る国際的な交流及び貢献並びに」を加え、「その他のスポーツの振興を目的とする事業」を削り、同号を同項第八号とし、同項第三号中「前二号の施設における」を削り、「その他のこれらの施設において行うスポーツの振興を目的とする事業（その一環として行われる活動が独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号。以下「センター法」という。）第十五条第一項第二号及び第四号に該当する事業を除く。次号において同じ。）」を「並びに青少年の心身の健全な発達及び体力の保持増進を目的とする地域におけるスポーツ活動」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六　大規模な災害、テロリズム又は感染症等が発生した場合における前号に掲げる事業に対する支援

七　スポーツを行う者の安全を確保するために行われる医療従事者等に対する研修等及び医療従事者等の派遣

第二十一条第一項第二号の次に次の二号を加える。

三　冷房設備、暖房設備、照明設備その他のスポーツを行う者の安全の確保に資するために必要な設備の整備（前二号に掲げるものを除く。）

四　機構の社員の保有するサッカーチーム又はバスケットボールチームの選手に対する他の職業に就くために必要な知識技能に関する研修、大規模な災害、テロリズム又は感染症等が発生した場合における生活に関する相談その他の職業及び生活の安定に資するための事業

第二十一条第一項に次の一号を加える。

九　前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興を目的とする事業

第二十一条第四項中「第四号」を「第九号」に改める。

第二十三条第一項中「の試合」の下に「若しくは競技会」を、「一般社団法人」の下に「又はバスケットボールの試合若しくは競技会を通じてスポーツの振興を図ることを目的とする一般社団法人」を、「全国を通じて」の下に「それぞれ」を加える。

第二十四条中「機構は」の下に「、その開催するサッカーの試合若しくは競技会又はバスケットボールの試合若しくは競技会に関し」を加え、同条第一号中「サッカーチーム」を「チーム」に、「サッカーの試合」を「試合又は競技会」に改め、同条第二号中「結果」の下に「又は競技会の経過若しくは結果」を加え、同条第三号中「サッカーチーム」を「チーム」に、「サッカーの試合」を「試合又は競技会」に改め、同条第四号中「サッカーの」を削る。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（センターによる支援等）

第二十七条の二　センターは、対象試合等の計画的かつ安定的な開催に資するため、機構に対し、第二十四条第一号に掲げる業務に要する費用の一部について支援することができる。

２　機構は、前項の規定による支援を受けて第二十四条第一号に掲げる業務を行うに当たっては、同号のチームを保有する社員その他の関係者の意見を聴かなければならない。

第三十二条中「又は特定指定試合の」を「の結果若しくは指定競技会の経過若しくは結果又は特定指定試合の結果若しくは特定指定競技会の経過若しくは」に、「又は当該特定指定試合の」を「の結果若しくは当該指定競技会の経過若しくは」に改める。

第三十七条及び第三十八条中「対象試合関係者」を「対象試合等関係者」に、「指定試合」を「指定試合等」に改める。

第四十条第一項第二号中「特定対象試合」を「特定対象試合等」に、「特定指定試合」を「特定指定試合等」に改める。

第四十一条中「指定試合又は特定指定試合」を「指定試合等又は特定指定試合等」に改める。

第四十二条中「指定試合」を「指定試合等」に改め、「よる試合」の下に「又は競技会」を加える。

附則第四項（見出しを含む。）中「平成三十五事業年度」を「令和五事業年度」に改める。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正）

第二条　独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　投票法第二十七条の二第一項の規定による支援

第二十二条第一項第一号中「第十三条」を「第十三条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

附則第八条の二第一項中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

附則第八条の三第一項中「第十三条」を「第十三条第一項」に、「緊急に行う」を「特に」に改める。

附則第八条の四（見出しを含む。）中「平成三十五事業年度」を「令和五事業年度」に改める。